

第24回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成27年9月28日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順，敬称略）

植田美奈子，奥村淳一，多良博明，辻田高宏，徳川晃尚，中田慶子，林博行，平井健一郎，毛利晴光，渡邊弘

(2) 事務担当者

江頭事務局長，春田首席家裁調査官，榎本首席書記官，兒玉総務課長，松岡主任家裁調査官，浦添総務課課長補佐（庶務）

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長代理あいさつ（毛利委員長）

(3) 新任委員自己紹介（奥村委員）

(4) 協議

「離婚・面会交流と子どもの福祉について（家庭裁判所調査官の関与と役割）」
出された意見等の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の予定

ア テーマ

「ワークライフバランスについて」

イ 日程

追って定める

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(6) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、◎：委員長，○：委員，□：事務担当者等で略記する。)

第1 導入説明

家事事件における「離婚・面会交流と子どもの福祉」について、家庭裁判所調査官の関与と役割について、説明者から説明した（裁判所の施設の見学を含む。）。

第2 家庭裁判所委員から出された意見等

- 父親と子どもとの面会交流を進める方向にあるということは認識しているが、一方で養育費の支払いについて面会交流を条件に考えている父親もおり、面会交流できなかったから養育費を支払わないと平然という父親がいる。母親は自分たちの生活や子どもの監護などに追われていることが多く、元夫との交渉、調整などで接触することに恐怖感を持っている場合も多くあることを理解してもらいたい。他方、調停で面会交流が決まっても、どのように実施するのかサポートを受けられないケースも多くある。弁護士に立会を頼むのも有料の場合もあるし、社会的なサポート体制が必要であると感じている。カナダでは、「離婚とは」とか「子の福祉のためにどのようなことをしなければならないか」ということについて、講習を受けなければならないシステムになっている。家庭裁判所が、離婚や面会交流に関して、調停成立後にどれだけ関わられるのか分からないが、これからそういったサポートという点を考えていっていただきたいと思っている。
- 裁判所（司法）は、訴えや申立てがあって初めて出番が来る、関わりが出てくるものだということは分かっているが、こと家庭裁判所については、それを見直す時期に来ているのではないかとと思っている。というのは、家庭裁判所に事件が申し立てられる前に、ここまでこじれる前に何か社会として出来るシステムはないのかということ考えたとき、家庭裁判所は、家庭の問題について一定のリソースを持っているので、家庭裁判所に事件が係属する前にそのリソースを使って何か取組ができないか、例えば、無料法律相談とか外に出て行って出来ることはないだろうか。それと、事件が終わったあと、調停で決まったことの履行について、当事者に任せるといふ現在の制度はどうか、という疑問も持っている。子どもの利益を最優先に考えるという理念に立って、裁判所が自ら発信していくことがあってもいいと思っている。
- 先ほどの説明で、調査官による社会調査の中で学校に調査に行くという場面もあると聞いたが、教員を育成する場ではいわゆる「教育法学」が必須ではなくなった。学生は、民法も学ばないし、子どもや家庭で問題があったときは家庭裁判所調査官が学校に調査に来る、という話をしても「家庭裁判所調査官」って何ですか、という反応になる。採用試験にも「家庭裁判所」という分野は出ることはないが、現場に出る前に、家庭裁判所について学ぶことがあっていいと思っている。

- 家庭裁判所に係属した家事事件の当事者に対する裁判所の対応は、民事事件と比較するとかなり親切である。民事の場合は、自己責任というか、主張が認められるための証拠は自分で提出しなければならないが、家事事件は職権主義がかなり取り入れられており、窓口相談に来ていただければ、問題の解決のためにはこんな手続がありますという説明はできるようになっている。ただ、窓口に来るまでにどのようなアプローチがあるのか、という点に関しては、裁判所の中立の立場、行政機関とは違う立場があり、なかなか難しいところもある。裁判所が積極的に外に出て行って申立てを促すという発想にはなっていない。事件が終わった後については、子どもの利益のためには面会交流が必要だとしても、父親と母親との関係では、出来れば会いたくないとか、会うのが難しいというケースもある。子どもが小さい場合は、監護者が面会交流のために連れて行かなければならないので、援助してくれる第三者がいないか、スムーズに面会交流できる方法がないか、ということもいつも考えている。地域によっては、面会交流の援助をしてくれる第三者の団体があると聞いているが、長崎ではそのような団体はないので、面会交流の実施については課題があると思っている。
- 家庭裁判所の手続についての理解を助けるための取組として、裁判所のウェブサイトにも書式や手続説明などを掲載している。無料法律相談の点については、地方裁判所、弁護士会、法務局との共催で、年2回実施しているところである。事件後のサポートについては、民事事件だと強制執行という手段しかないが、家事事件で例えば養育費が支払われないといったような事情があれば、裁判所に申し出ただけであれば、履行勧告を行うという制度があるので、こういった手続を利用していきたい。
- 家庭裁判所調査官の仕事についての質問であるが、家事事件について、子どもと面接する場合に、子どもからすると見知らぬ大人から話を聞かれることになると思うが、子どもはそのような相手に対し、自分の心の内を正直に話せるものなのか。そういう子どもの気持ちを引き出す何か秘策のようなものがあれば、教えてもらいたい。また、DVの中に、外形的な暴力ではない、言葉の暴力であるとか、モラルハラスメントのような場合、その認定、判断はどうやってしておられるのか、お聞きしたい。
- 子どもの本心を聞き出すことがなかなか難しいことは事実である。家庭裁判所調査官は、子どもの年齢によっていろいろな手法も採っている。子どもが小さい場合には、監護者に対して、このように説明してください、とお願いすることがあるし、ある程度上の年齢の子どもには、照会書のようなものを出すこともある。家庭裁判所調査官の仕事が理解できる年齢であればその年齢に応じた表現を使って説明する。ただ、本当に分かっているかの判断は難しい。家庭裁判所には看護師が勤務しているので、看護師に同席（同行）してもらおうこともある。また、複数の調査官を

担当させて、質問者と観察者ということで面接することもある。子どもの発言が、監護親の影響を受けていないか、監護者から聞いた情報だけで子どもの認識ができていないか、そういったところの判断は非常に難しいのが現実である。ただ、本当の事実を把握するために家庭裁判所調査官の質的向上を図る取り組みを続けているところである。

- 家庭裁判所調査官が事件に関与するきっかけはどのようなものか。
- 事件の内容ごとに調停委員会が調査官関与相当と判断されて、調停委員会の調査命令によって事件に関わることになる。その場合、調停委員会は、このようなことを調査させるために調査官を関与させたいがどうか、と当事者双方に意見を聞いた上で調査命令を発している。ただし、子どもが関わる事件については、調停事件が係属したときに調査官のほうで手続選別を行っており、この事件では調査官の関与が相当であるとか、調査官関与までは必要ないとかの意見具申をするようになっていく。
- 家庭裁判所調査官が関与した事件で、面会交流について合意できた割合はどの程度か。
- これについて統計としてきちんとした数字は取っていない。以前、調査官関与した事件について調停の成立の割合を調べたことがあり、そのときは、若干ではあるが、調査官が関与した事件の方が割合的に高かったと記憶している。ただし、それが調査官が関与したためなのか、たまたまなのかという分析まではできていない。
- 家族面接室（考査室）の稼働率（利用件数）はどうか。
- これについてもきちんと統計を取っていない。実務上の感覚ではあるが、試行的面会交流を行う事案については月に1、2回程度の利用はある。また、考査室は試行的面会交流だけに使っているのではなく、年齢の低い子の意向を聞いたりするときに利用したり、子どもを連れてきた当事者ための待合室に利用したりもしている。
- 裁判所の施設を利用するのは、現状、事件が係属している期間に限られており、一部のケースでは、外での面会交流がうまくいかないとか、安全面で心配がある場合に、裁判所職員の目があるところで、面会交流を実施している。ただし、原則は、当事者同士で話し合って、裁判所の施設外で面会交流していただく、ということになるので、「裁判所にこういう施設があります」と積極的に利用を勧めているというものでもない。事案に応じて、利用する方法があることを伝えているのが実情である。
- ◎ 調停手続は、説明があったように裁判官と二人の調停委員で構成する調停委員会が主催して、当事者の合意に向けたあっせん等を行っていくほか、調査官の関与については、調停委員会が必要と判断したときに、裁判官が命じて関わっていくものである。また、家庭裁判所にはそのほかに裁判所書記官という職種もあり、これら

の関係職員が連携しながら事件の進行，解決に向けて動いているということを御理解いただきたい。

- 当事者の中には，精神的な病気を抱えている方もおられると思うが，そのような当事者の事件でご苦勞されているところはあるか。
- 一番の問題点は，その当事者に調停能力，調停によって問題を解決するということが理解できる能力があるのか，という点である。裁判所には医療専門職である技官が配置されており，精神的な問題がうかがわれる当事者の事件に関しては，精神科の医師や常勤の看護師の助言を受けながら，手続を進めている。

(以上)

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順，敬称略）

平成27年9月28日現在

植 田 美奈子	学識経験者
奥 村 淳 一	検察官
多 良 博 明	弁護士
辻 田 高 宏	学識経験者
徳 川 晃 尚	学識経験者
中 田 慶 子	学識経験者
林 博 行	学識経験者
平 井 健一郎	長崎家庭裁判所判事
毛 利 晴 光	長崎家庭裁判所長
渡 邊 弘	学識経験者